

令和6年度定時総会議事録

令和6年5月11日

愛媛県行政書士会松山支部

令和6年度 松山支部定時総会議事録

日 時 令和6年5月11日(土) 14:30~16:30

場 所 ホテルマイステイズ松山

出席者 支部長1名 副支部長2名 理事7名 その他出席個人会員33名

議事

【司会者 山川聖子理事(以下、司会者)】

皆さま、こんにちは。ご多忙の中、令和6年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会にご出席いただき、ありがとうございます。本日、司会をさせていただきます、松山支部理事の山川聖子でございます。皆さまのご協力を得て、本日の定時総会が円滑に進行できますよう努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の予定は、午後9時までの審議となっております。指定駐車場は3時間まで無料となります。また、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただき、会場内の通話をご遠慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは初めに開会の言葉です。深見副支部長、よろしくお願いいたします。

【深見豪副支部長(以下、深見副支部長)】

皆さん、こんにちは。副支部長の深見です。ただ今より令和6年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

【司会者】

続きまして、物故会員に対して黙とうをささげます。今宮理事、よろしくお願いいたします。

【今宮大輔理事】

昨年度は松山支部において、ご逝去された方はおられませんでしたが。愛媛県行政書士会の全ての物故会員に対し、黙とうをささげたいと思います。皆さま、ご起立ください。黙とう。

会場(黙とう)

お直りください。どうぞご着席ください。

【司会者】

それでは、岡田支部長より皆さまにごあいさつを申し上げます。

【岡田学支部長(以下、支部長)】

皆さん、こんにちは。松山支部長の岡田学です。開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げさせていただきます。

本日は、土曜日のお忙しい中、たくさんの会員の皆さまに足を運んでいただき、誠にありがとうございます。長く続くウクライナ戦争や円安に伴い、物価の高騰が続いております。しかし、トヨタ自動車が令和6年3月期の連結決算において、日本企業では初めて営業利益が5兆円を超え、暗いニュースの多い中、大変、明るい話題となりました。

一方、行政書士の手続きについては、各種電子申請が始まりましたが、各プラットフォームにおいてその普及率にはばらつきがあり、今後の動向に注視する必要があります。われわれは、将来必ず訪れる時代の変革、デジタル化の波へ乗り遅れることなく、対応する必要があると考えております。

さて、今年の1月に行われた日本行政書士会連合会理事会にて、行政書士職務基本規則が承認され、4月より施行されました。これに伴い、平成18年に承認された行政書士倫理は廃止され、従前よりさらに厳しい規範意識を求められております。例えば、依頼者の紹介を受けたことに対する対価を要求してはならないとか、紹介料を報酬に上乘せしたり、職務内容と比較し法外な報酬を請求してはならないなど、明文ではっきり否定されました。今後は、さらに気を引き締め業務を行うとともに、会員の皆さまへの啓蒙活動が必要ではないかと感じております。

松山支部においては、昨年、長らく中断しておりました交流会を2回開催し、それぞれ30名以

上の方にお越しいただきました。また、研修会については、新たな機材を試験導入し、より快適な視聴環境構築に努めてまいりました。機材の使用については試行錯誤を続けており、さらに編集技術についても研さんを続け、より具体的に、より見やすい動画をお届けできるよう精進してまいります。

なお、昨年度の研修は許認可に注目し、自動車、農地、建設業と行いました。今年度は、本来の許認可業務に関連し、電子申請について特に取り組みやすいものから実例を交えて行う他、中小企業支援や業務に必要なスキルアップなどを計画しております。

最後に、政治連盟へ加入のお願いです。愛政連では、加入者が松山支部会員 285 名中 146 名と、微増ながら半分以下の加入率となっております。行政書士法は議員立法により成立しております。法改正を進めるためには政治連盟の力が必要です。行政書士と行政書士政治連盟は車の両輪であり、その活動の成果は全ての行政書士が享受します。ここにお越しの皆さまでまだ加入されていない方は、この機会に加入のご検討をお願いいたします。お知り合いで未加入の方にもぜひ、お声掛けいただければ幸いです。

長くなりましたが、皆さまのますますのご活躍を祈念し、支部長のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会者】

本日、愛媛県行政書士会会長、中山勇希様代理、和田修副会長にご臨席いただいております。ごあいさつを頂戴したいと思います。和田副会長、よろしくお願い申し上げます。

【中山勇希愛媛県行政書士会会長(代読：和田修副会長)】

皆さんこんにちは、副会長の和田です。本日、会長が別の会務で参加することはできませんので、祝辞を預かっておりますので代読させていただきます。

祝辞。本日ここに愛媛県行政書士会松山支部の令和6年度の定時総会が無事開催されますことを、お喜び申し上げます。また、松山支部の皆さまにおかれましては、平素より本会事業にご協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

最初に、能登半島地震で被災された皆さまに、心からのお見舞いとご冥福をお祈りいたします。

さて、愛媛県行政書士会では、被災された単位会に対して支援準備を行っております。2月には、新潟県行政書士会との連絡会を行いました。平成30年の西日本豪雨災害の支援実績を基に、なりわい再建支援補助金に対するアドバイスを行いました。

また、昨年は、愛媛県社会福祉協議会開催の災害シンポジウム等に参加し、行政書士として普段から防災、復興のために広く県民と協力していくことの重要性を痛感いたしました。

日行連の企業支援部門の事業として進めてきた、災害支援のプロである行政書士がBCPを策定すべきという方向性が間違っていないことが確認できました。引き続き、私が作成したパンフレットを中小企業庁に周知、共有しながら、職域の確保に努めます。

さらに、今年に入ってから防災関連の専門部会が発足しています。多くの会員が災害支援の専門家として活躍できるようになってほしいという願いが込められております。いどこで災害が起こるか分からない状況で、最後に頼りになるのは行政書士だと、国民が認識していただけるような活動を目指していきたいと考えております。

次に、昨年9月1日にデジタル庁との連携協定が結ばれましたが、今後、行政手続きのデジタル化、加速することは必須です。デジタル推進本部の一員として、今年に入ってから週に1度、デジタル庁との面談を続けております。その成果が少しずつですが現れてきていると実感しております。私が昨年9月に全国会長会で提案したセキュリティーポリシーの策定が採用され、現在その作成がデジタル推進本部で進んでおります。

また、デジタル社会に対して、セキュリティーリテラシーの高い行政書士がけん引していくことを目指して、セミナー等のプラットフォームを準備しております。愛媛会においても、全国の単位会の模範となるような事業を進めていきたいと考えております。定時総会において、皆さまに、現在の書士会の状況、今年度の事業計画をお伝えしたいと思いますので、たくさんの会員の皆さまのご出席をお待ちしております。

結びになりますが、愛媛県行政書士会松山支部のますますのご発展と、本日ご参集の皆さまのご健勝を祈念して、併せて本日の定時総会の労をとっていただきました。岡田支部長をはじめ執行部の皆さまに心より感謝を申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

令和6年5月11日愛媛県行政書士会会長、中山勇希。代読、和田でございました。以上です。

【司会者】

和田副会長、ありがとうございます。続きまして、新入会員のご紹介に移りたいと思います。野本理事、よろしくお願いいたします。

【野本和欣 理事】

それでは、令和5年度、松山支部の新入会員のほうをご紹介させていただきます。議案の末尾の資料30ページのほう、ご覧ください。

順次、お名前をご紹介させていただきます。本日ご出席の新入会員の方は恐れ入りますが、前のほうに横に1列にお並びのほうお願いいたします。それでは、読み上げます。

(議案書30ページ掲載の新入会員19名を読み上げ)

以上19名となります。

本日ご出席の方は7名となっております。それでは、お一人ずつ簡単に自己紹介のほうお願いいたします。

(重松正純会員、谷村日出男会員、櫛邊哲雄会員、道田香奈会員、松下夏子会員、塩見芳史会員、菊池裕司会員の自己紹介)

最後に、ご紹介いただきありがとうございます。新入会員の方のご活躍を祈念して皆さん、いま一度、盛大な拍手のほうお願いいたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。では新入会員の方、席のほうにお戻りください。

【司会者】

さて、本総会の成否についてですが、愛媛県行政書士会松山支部規則第13条第1項、第2項に支部総会は、支部個人会員をもって構成し、支部個人会員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。この場合において、第17条第2項の規定により議決権を行使した支部個人会員は、会議出席したものと見なす、とあります。現時点におきまして、議決権を有する松山支部個人会員の総数は283名です。ですから、会議の定足数は95名以上ということになります。

本日14時47分ですか、現在の出席個人会員数は43名です。また、議決権行使書を提出した個人会員数は140名で、そのうち有効な議決権行使書は138通。無効な議決権行使書は2通です。ここで、無効な議決権行使書の内訳を申し上げます。押印なし1通、鉛筆での記入1通の計2通でございました。

以上より、出席者と、出席と見なされます議決権行使書の提出者を合わせますと、出席個人会員の総数は183名となりますので、会議の定足数を満たしております。よって、本総会は有効に成立しておりますことをここにご報告いたします。

それでは続きまして、議長選任に移りたいと思います。総会の議長は、支部規則第19条第1項に支部総会の議長は、支部総会において選任するとあります。議長選任方法についていかがいたしましょうか。

会場：(司会者一任)

【司会者】

ただ今、出席会員より司会者一任とのご提案をいただきました。ご異議がございませうでしょうか。

会場：(拍手)

【司会者】

それでは司会より、門田良公会員を議長候補として提案させていただきます。拍手をもってご承認いただけますでしょうか。

会場：(拍手)

【司会者】

拍手多数をもって、門田会員を議長に選任いたしました。それでは、門田会員、議長席にご登壇くださいませ。これより議事進行を議長にお願いしたいと思います。

【門田良公議長(以下、議長)】

ただ今、司会者より指名いただきました、きょう議長をさせていただきます、門田良公と申します。よろしくお願いいたします。これからは、座って話させていただきます。

愛媛県行政書士会松山支部規則第19条第2項の規定により、議長が必要があると認めたときは、副議長1名を指名することができるかと規定されております。副議長として小西光子さんを指名したいと思います。よろしいでしょうか。

会場：(拍手)

【小西光子副議長(以下、副議長)】

皆さん、こんにちは。今、副議長に指名されました小西です。議長をサポートしてスムーズな進行を務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】

本日の総会に関しまして、定足数に関しての報告がございましたので、これは省略させていただきます。議事進行について皆さんにお願いがございます。本日の議案ですが、既にお配りしてあります、令和6年度定時総会議案書に記載のとおりとなっております。

第1号議案、令和5年度事業報告について。第2号議案、令和5年度決算報告について。監査報告。第3号議案として、愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任および本会役員等の選出に関する規定の改正について。第4号議案、令和6年度事業計画案について。第5号議案、令和6年度予算案について。以上の5件の議案が提案されております。

議事日程については、この後、議事の審議に入り、午後5時までに終了していただく予定となっておりますが、スムーズな進行としたいと考えております。限られた時間の中での審議となりますが、ご参加の皆さまのご協力をお願いいたします。

審議につきましては、愛媛県行政書士会松山支部総会運営規定では、第1条第2項において、議長は、あらかじめ招集通知された順序に従い、議題を付議するとあります。議題の付議の通知、議題の趣旨説明、議案に対する質疑応答、採決の順に議事を進めます。

そこでまず最初に、事業報告と決算報告として、監査報告は関連がありますので、第1号議案、第2号議案、監査報告を一括付議し、質疑応答の後、議長が機が熟したと判断した段階で個別に採決したいと思います。次に、3号議案を付議し、質疑応答の後、議長は機が熟したと判断した段階で採決いたします。

なお、3号議案採決後に休憩を取りたいと考えておりますが、3号議案でたくさんの意見が生じた場合は途中で休憩を取る場合もあります。その後、事業計画と予算につきましても相互に関連がありますので、第4号議案、第5号議案を一括付議し、質疑応答の後、議長が機が熟したと判断した段階でここに採決いたします。以上のとおり、議長として議事の進行について提案させていただきます。

なお、議題にない質疑についてはお受けすることができませんので、ご承知ください。不規則な発言を繰り返すなど、議事進行の問題行為と議長が認めた場合は、退室を命じる場合がありますので、ご注意をお願いいたします。以上のとおり議事進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会場：(拍手)

【議長】

それでは、議事録署名人の選任をさせていただいたと思います。支部規則第20条に、支部総会の議事については、議事録を作成しなければならないこと。また、議事録には議長と議事録署名人2名以上が署名しなければならないことが定められ、同条第3項で議事録指名人は議長が指名するとされています。そこで、私のほうで議事録署名人を指名させていただきます。廣藤大知会員、田之内貴志会員、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。これで、以上、よろしくお願

いします。

それでは、審議に当たりまして、皆さんに守っていただかないかなことがございますので、よろしくお願ひします。まず、発言する場合に挙手をしてください。議長の許可を得て、質問席、答弁席のマイクの前で姓名を名乗った後、質問席のマイクの前で発言していただくようお願いいたします。それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、第2号議案について。第1号議案、趣旨説明、久保副支部長。第2号議案、趣旨説明、深見副支部長。それでは、1号議案、2号議案、監査報告を一括付議させていただきます。執行部から提案と説明をお願いいたします。

【久保将副支部長(以下、久保副支部長)】

では、令和5年度事業報告をさせていただきます。まず1番目、事業の概要についてですが、令和5年度事業の基本方針として、昨年の定時総会において以下の3項目を定め、その実施に当たりました。

1番目、事業の継続的実施のための体制構築。2番目、業務研修の充実および会員相互の融和。3番目、行政書士の信用、または品位を害する行為の方針となっております。愛媛県行政書士会松山支部の活動について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、令和5年度の事業も支部会員の皆さまのご協力により、充実した施策を実施することができたと思っております。

続きまして、事業実施結果ですが、令和5年度に実施した事業の概要は次のとおりとなっております。定時総会、令和5年5月13日。こちらのマイステイズで行っております。理事会については下記のとおり全6回を実施しております。

研修会、交流会。第1回研修会に関して、令和5年8月25日に松山市民会館3階小ホール会議室にて、一つ目が自動車登録の概要について。国土交通省愛媛運輸支局企画専門監、増田輝彦様をお招きして実施しております。二つ目の研修、自動車登録の実務とOSS、こちらは松山支部、福岡将志会員に勤めていただきました。参加者は43名でした。

第2回研修会、令和5年11月7日、会場は愛媛県民文化会館別館第13会議室。一つ目の研修ですが、農地法の基本法および申請手続き等の概要を、松山市農業委員会事務局副主幹、山岡良明様を講師としてお招きしました。二つ目、農地法の手続きと実務。講師を松山支部久保美代子会員に勤めていただきました。参加者は51名でした。

3ページ目ですが、第3回研修会、令和6年3月1日、愛媛県民文化会館別館第13会議室。建設業許可における法改正の要点。講師をワイズ公共データシステム、木下年様をお招きしました。建設業の実務に関して、松山支部深見豪会員に勤めていただきました。参加者は55名でした。

また、第1回、第3回の研修の後には、交流会を実施しております。多数の会員の皆さまにも参加いただきまして、意見交換の場としても有意義なものになったと思ひます。

続きまして、無料相談会。令和5年10月9日、松山会場をフジグラン松山5階ギャラリーをお借りして実施しております。相談員は支部役員を含め27名。相談件数は15件。内訳は以下のとおりとなっております。令和5年10月25日、北条会場として松山市役所、北条市役所、北条コミュニティーセンターをお借りしております。相談員は、支部役員5名で実施しております。5件で、内訳は以下のとおりとなっております。

次に、東温市無料相談会なのですが、基本的には毎月第3水曜日に実施しております。東温市総合保健福祉センターで行っております。総相談件数は12件ありました。ここで一つ修正があります。令和5年の5月17日、一番上なのですがけれども、こちらが金曜日となっております。水曜日の間違いです。大変、失礼いたしました。

次に、伊予市無料相談会、こちらは第2金曜日に(聞き取り不可)実施しております。伊予市総合保健福祉センターで行っております。総相談件数11件ございました。

松前町無料相談会ですが、第1木曜日に松前町役場において実施しております。総相談件数2件ございました。

外国人無料相談会、第2水曜日に松山市男女共同参画推進センターで行っております。総相談件数8件ございました。

続いてですが、サポート相談ですが、2件ございました。

松山支部だよりに関しては、令和5年10月に秋号を発行、令和6年4月に春号発行となっております。支部からのお知らせとして、メール便を2回、メールマガジンの発行28回となっております。支部ホームページ、行事予定、研修会開催案内、発送済み文書、議事録等の掲載を行って

ります。

その他、令和5年度会計監査につきまして、令和6年4月9日火曜日に行っております。以上が、令和5年度に実施した事業の概要となります。

次に、事業項目について個別に報告させていただきます。前出もしているのですが、まず一番上の事業の継続的実施のための体制構築に関してですが、中央地区の全ての農業委員会、地方局、警察署等を訪問して、パンフレット、立て看板、ポスターを配布するなどし、行政書士制度や行政書士業務のPR活動に努めました。

月1回の東温市、伊予市、松前町、外国人無料相談については、毎月の広報誌や社協だよりに案内記事を掲載いただいております。また、無料相談の受付方法について個別協議を行いました。支部理事の各担当業務に関するマニュアルを作成することによって、支部運営の効率化と将来にわたり円滑な事業の実施を行う体制を整備、継続してまいりました。

2番目の業務研修の充実および会員相互の融和についてですが、業務研修は年間3回行いました。第1回研修では、自動車登録の概要や具体的な実務とOSSについて、第2回研修、農地法の基本および申請手続き等の概要、手続きと実務についての研修を行っております。さらに3回研修会においては、建設業許可における法改正の要点や実務について研修を行っております。

いずれも多く支部会員が参加していただいて、充実した内容の研修会となったと思います。研修会を通じて、支部会員同士の貴重な対面交流の機会となりました。また、サポート相談員制度の運営方法について整理し、広報を強化することによって利用者の増加を図りました。

3番目、行政書士の信用または品位を害する行為の防止について。10月の広報月間に、中央地区の農業委員会、地方局、警察署等を訪問して、看板設置の協力依頼や各種資料の配布を通じて、行政書士の業務対応の適正化および非行政書士の排除についての協力を要請しました。また、メール便およびメールマガジンにより支部会員に対して信用と品位の維持に努めるよう呼び掛けました。以上が令和5年度の事業報告でございます。

【深見副支部長】

副支部長の深見です。引き続き、令和5年度の決算の報告をいたしたいと思っております。資料のほうは6ページからになりますので、お開けください。

事前に配布させていただいておりますので、大きなところだけ申し上げたいと思っております。まず6ページ、収入の部でありますけれども、本年度の還元金収入等、以下、当期の収入合計は248万6525円となっております。

予算と比べて大きな違いがあったのは雑収入でありますけれども、コロナ禍で開催できていなかった交流会とか、あと総会後の懇親会が開催されることになったことによって、大きく金額が動いております。収入の合計は、前期の繰越金の収支差額と合計いたしまして491万1845円となりました。

続きまして、7ページをお願いします。支出の部です。まず事業費ですが、決算額のほう見ていただきたいと思うのですが、一番下、合計41万1902円で、大きく変わったところは特にはない、ないというか、予算に対して決算と大きく違うところは、まず一番上の外部講師料、これは外部からの講師というのを招へいしなかった、内部のほうで調整させていただいたため、使うことがありませんでした。そこが一番大きな違いで、あとは大体、予算と変わりはないと思っております。

あと、すいません、広報費の広報宣伝費のチラシ作成は行いませんでしたので、決算はゼロとなっております。合計が41万1902円となっております。

続きまして8ページをお願いします。管理費、それから予備費になります。管理費のうち会議費がありますが、決算額は101万4465円、それから事務管理費が、合計が93万6434円、管理費合計として195万899円となっております。こちらは特に申し上げるべきことはないかなと思っております。

そして、予備費5万2420円を足しまして、当期の支出合計額241万5221円となり、次期繰越終差額249万6624円と合計しまして、支出の合計は491万2845円ということになっております。

引き続き9ページ、をお願いします。正味財産の増減計算書ですけれども、当期の収差額であります7万1304円、前期繰越正味財産額を合わせまして、期末の正味財産合計額は249万6624円となりました。

続いて10ページです。貸借対照表ですけれども、現金、預金。これは預金ですね、249万6624円。固定資産は現在のところありませんので、負債および正味財産の合計は249万6624円となっております。

続きまして 11 ページ、財産目録ですが、249 万 6624 円、全額郵貯銀行での預金となっております。

続きまして 12 ページ、計算書類に対する注記ということで、固定資産についてはありませんけれども、什器備品の減価償却は定額法になっております。あと、2 番目、次期繰越終差額の内容は次のとおり。通常預金が、貯金が 249 万 6624 円、全額、次期繰越終差額となっております。

続いて、監事さんによる監査報告させていただくのですが、13 ページにご覧いただけるかと思いますが、訂正がありまして、一番上の令和 5 年度、4 年度のところで、年度、間違えておりました。監事さんのほうには、あらためて正しいものに署名をいただいて、押印もいただいておりましたことを先に申し上げておきます。以上です。ありがとうございます。

【議長】

それでは、監事さんから監査結果の報告をお願いいたします。

【佐々木良道監事】

では、監査報告をさせていただきます。愛媛県行政書士会松山支部の令和 5 年度における収支および財産の状況を監査いたしました。令和 5 年度収支計算について、監査の結果、帳票その他書類等は適正に処理されていることを認め、ここに報告いたします。

【議長】

以上で執行部による議案の趣旨説明が終了しました。これより質疑応答に移ります。まず、質問のある方からお受けいたします。どうぞ。

【泉原文明会員】松山支部泉原です。執行部の皆さん、ご苦労さまです。支部会員の一人として、ちょっと確認ということで教えていただければと思います。ページ数は 5 ページ。この下の、かっこ 3、行政書士の信用または品位を害する行為の方針というのがあります。この最後の行のところに、またメール便およびメールマガジンにより、支部会員に対して信用と品位の維持を呼び掛けましたというふうな記載があります。このメールマガジンの一つに、会員として去年の 8 月 18 日に発信された産業廃棄物処理にかかる申請手続きについて周知というメールマガジンがありました。

ここの文章で、この内容について 2 点ほどちょっと教えていただけるとと思いますが、全体の内容としては、県の産業廃棄物、環境保全課より、いわゆる会員に対する補正指示、対応が遅れている、不十分であるというようなことが指摘あったと。それで、それに適切な対応をするようにというふうな内容の文章です。

この中におきまして、愛媛県中央保健所環境保全課より愛媛県行政書士会松山支部に対して、次のような要望がありましたのでお知らせしますという記載がございます。これ、中予保健所環境保全課と書いてますけども、課よりそういった要請の文書が来ましたのでしょうか。それが一つ。

そしてもう一つは、この当該、環境保全課が問題のある会員の申請に対する、いわゆる補正指示の（聞き取り不可）について、具体的な案件の摘示があったのかどうか、そして、あったとするならば、それについて適示された会員のほうにもヒアリングがされたかどうか。その 2 点をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

【議長】

どうぞ。

【支部長】

支部長の岡田です。先ほどの質問に対してお答えさせていただきます。まず、8 月 18 日の文書に関してですけど、これに関しましては、特に文書等の要請ではなく、私のほうで聞き取りを行った上で発信をしております。

電話連絡等でこのように連絡があった場合に、松山支部として必要と思えば、これ発信することについては何ら問題ないと認識しておりますので、この文書を作成し、発信しております。また、この遅れている等について、個別具体的な内容については、あえてお聞きしていません。このような会員がおりますので、この件について周知をお願いいたしますということだけでしたので、それ以上のことについては一切お聞きをしておりません。以上です。

【議長】

どうぞ。

【泉原文明会員】

回答ありがとうございます。今のお話の中で、県の環境保全課から要請の文書はなかったと。ただ、聞き取りでそういう話があったのでということなんですけども、通常、これ文章には課と書いてあります。課からの、環境保全課からの要請であります。そうすると、正式な部署としての要請があったということですから、これ大変、重いことになります。これはもし、課としての要請でないならば、課ではないという表記、課ではないことの具体的な表記は、それは書かれておりません。つまり、どういうことかといいますと、通常一般的に、県のそういうふうな部署のほうで外部に対して要請する場合は文書で、印鑑なり押した文書で出すと思います。

なおかつ、そのようなやりとりの稟議を起こされたと思います。本当に要請があったのかどうか。聞き取りでしたら、これは、それ誰がいわゆるその該当の課の、どの方が言われたのかということですよ。仮に担当者であるならば、担当者がその部署を代表して、そういうふうな要請は、外部にすることはできません。権限に**(聞き取り不可)**ります。

(聞き取り不可)のところについては、非常に重要な点で、入り口からこの環境保全課より要請があったということについての、正しい確認ができる適切な状況にないということで、これは松山支部メールマガジンを受け取った方の誤解を受けるところでありまして、これは問題点であるというふうに私は思います。

一方の当該県の部署にしても、仮に課として要請したかのような文書を書かれてるとするならば、課としても出してないものを要請したかのように記載するということは、当該部署としてのいわゆる信頼性、信用を失墜するという形になりますから、ここについてもちょっと由々しきところがあるんじゃないかなと。こういうふうな文書を出すということは、ひるがえって、会全体としての信用落としかねないというふうに思ったものでございます。

それから、この周知文書の中で、会員が補正指示に対して適切な対応を行う。怒られてないというふうな要請ということなんですけど、具体的な何のどういう案件でどういうことかの内容が提示されず、それを調べずに、それで会員が悪いんだと、不十分だと言われるのについては、会員の一人としても、そのような指摘をはい、そうですかというわけにはいかないだろうと思います。

そのとおり、それ言われるように、会員に不適切な**(聞き取り不可)**あるならば、それは会員に対してもどういうふうなやりとりをしたかというのは、聞いて、ヒアリングして判断すべきことだろうと思います。そういうことなしに、一方的な話でもって会員がさも、不適切な補正指示対応を行ったということでしたので、非常に問題があるんだと思います。ということで、ここで。

【議長】

発言ストップしてください。個人の意見は大いに結構なんですけど、ここはそれを議論する場所ではありません。

【泉原文明会員】

個人というのは分かりませんが、会員として。

【議長】

会員の意見としては結構ですけど、それを議論する場ではありません。

【泉原文明会員】

内容をおききして、私のほうで。

【議長】

簡潔をお願いします。

【泉原文明会員】

そういうことで、この文書、このメールマガジンの文書について、その辺、問題があると言わざるを得ません。以上です。ありがとうございました。

【支部長】

支部長の岡田です。先ほど、このような要請を文書以外でするものではないと断言されましたが、それは何をもちょうというふうに言われているのか、私にとっては甚だ疑問です。なぜあなたがそれを判断するか。口頭での要請も要請です。口頭でこういうふうにしてください、お願いされたら、それに応えるのは松山支部長としての義務であると私は考えています。これについては文書発信の後に、かつて行政マンの第一線として活躍されていた山岡先生からもご意見を頂戴しております。山岡先生のご意見については、私はもう、そのとおりだと思っております。

これは単なる要請ではないというふうに思い、危機感を感じてあの文書を発信しております。そもそもこの文書を発信するに至った経緯については、この場ではふさわしくありませんのであえて申し上げませんが、この文書を発信するに至った経緯というのがやはりありますので、行政としてこのような危機を感じている、それを行政書士会に周知をしてほしいという思いを受けての松山支部としての発信ですので、この文書に関しまして、私のほうとしては特に問題はないと認識しております。以上です。

【議長】

それでは、質問も出尽くしたようですので、採決をしたいと思います。

【山岡泰三会員】

質問。

【議長】

何でしょう。

【山岡泰三会員】

決算書のことについて、よろしいですか。山岡です。5年度の決算書の中で、役員の方には日々活動、まずお礼を言うのが先なんです、大変にご苦労さんでございます。その上で、次期繰越収支差額分の約240万ちょっとの金額があるんですが、この繰越金額は大体、支部の年間予算額と同額規模なんです。年間予算ちゅうものと同額のを繰り越してというのは、今までの不執行額の残予算の塊なんだろうとは思いますが、通常、これは異常なことなんです。会計年度で通常、このような組織の次期繰越額というのは、予算額に対して繰越額はせいぜい8パーセント前後、10パーセントはコストというぐらいのつもりで、予算書が大変なんです、活動していただきたいというのが通常の、私の過去の団体指導するときの大体、目安でやっておるわけなんです。

これが、年間予算規模ほどがもう繰越額として累積してっていうのは異常事態で、このまま放置しておきますと、この本会レベルで考えると、支部還付金する意味がないっていうふうなことにもなってくるんです。ぜひ、これは大変なんです、年間規模、やはり50万から100万レベルの事業規模を数年に分けて実施して、消化して、年間繰越額は、私自身の経験則から言いますと、年間予算規模の大体、7、8パーセントまでが目安よなど、それ以下に抑えようというのを指導してきた経緯があります。ぜひその辺りは、今後の取り組みとして、どういうふうにお考えか。

また、役員さんも2年の任期後、変わっていく可能性もありますので、単年度では無理なんで、何カ年か計画書を作って、正常化っていいですか、適正な執行というふうなことを心掛けていただけたらと思います。以上です。

【深見副支部長】

副支部長の深見です。おっしゃるとおり、繰越金が多いことについては、私も今期、初めて役員させていただいてますけれども、確かに多いとは思ってます。同額っていうのはおかしい、おかしいっていうか、多いなとは思いますが、ただ、選挙がある年とかにはやっぱり支出のほうが増えて単年度赤字になるっていうことを予想されるのと。

あと、今の岡田支部長、超節約型で、決算書見ていただいたら分かるんですけど、予算額は100万あるのに40万しか執行してないとかいうことで、相当節約してやっております。これはやっぱり他にとか、イレギュラー対応とか、金額的には単年度予算と同じぐらいかもしれませんが、数字で言うと200万っていうのは、300人ぐらいの会員がおる中で持つてる額としては僕は少ないっていうふうにも感じてるので、どっかで赤字になるのが怖いっていうことだけ多分、歴代の執行部さん考えられてたんじゃないかなと思います。それも踏まえて当然、今後の検討内容

にはなると思いますので、どうもありがとうございました。

【議長】

時間も押してますので、採決。

【烏谷存会員】

ちょっと1点だけ。

【議長】

申し訳ないけど、どうぞ。

【烏谷存会員】

すいません、お時間押しとるところ。烏谷存です。松山の支部の役員さんもいろいろと大変、リーダーシップ取っていただいて、ありがとうございます。それで、ちょっと無料相談の回答を見ていただいて思うんですけども、(聞き取り不可)言いながら、伊予、東温は十何件というふうにありますね。ところが、さっき2件、松前もいろいろ(聞き取り不可)ですけども、この環境でってちょっと思う。それで1点は理事会でその話が出たのか出てないのか。そしてもう1点は、場所が悪い。1階のロビー、それも入り口のところというんで、ホームページのほう見てみたら、1階のロビーでやっとなのが、住まい相談と行政書士、この2件だけなんです。他はちゃんと部屋を確保しとんですけど。だから、そこら辺りのまた話し合われたかどうかをお聞きして、今後の活動への一助としていただければありがたいと思います。以上です。

【議長】

どうぞ。

【久保副支部長】

副支部長の久保です。貴重な意見ありがとうございます。確かに2件というところで、松前町が2件っていうところなんですけども、他の東温市や伊予市で10件以上あるところに関しても、同じような広報の仕方とか、チラシの置き方とかは実施しているんですけども、この2件っていうところ、何が要因かっていうのは正直、分かってはいないです。

会場に関して、松前町役場っていうところの場所が分かりにくいっていうのは、確かにそうかなというところで、今後の検討内容にはなってくるのかなとは思いますが、継続してチラシの配布の方法とかは同じようにして、結果として11件、10件以上のところもあるので、松前町の会場を変えると件数が増えるのか、その辺をちょっとやってみないと分からないですけども、今後の検討内容としてさせていただきたいなと思います。以上です。

【議長】

時間もだいぶ経過しておりますので、採決に移りたいと思います。第1号議案、令和5年度事業報告について採決を行います。賛成の方、挙手をお願いします。多数で。賛成多数と認めます。第1号議案につきまして、議決権行使書の分には賛成135、反対ゼロ、棄権3となっておりますので、まさしく賛成多数という結果になりました。

それでは、第2号議案の採決をいたします。令和5年度決算報告について採決を行います。賛成の方、挙手をお願いします。賛成多数と認めます。議決権行使の状況をご説明します。賛成135、反対ゼロ、棄権3、これも含めまして賛成多数と認めます。

それでは、3号議案について趣旨説明、小池理事さん、お願いします。

【小池和史理事】

理事の小池です。3号議案の趣旨説明をさせていただきます。3号議案、愛媛県行政書士会松山支部における支部役員を選任および本会役員等の選出に関する規定の案についてということなんですけれども、規定提案の趣旨は見ていただいとおりなんですけれども、今まで非常に安価というかお安い値段で使えた、ヤマト運輸のメール便の廃止ですとか、郵便料金の値上げ、その他、外的な要因によって郵送選挙に限ってしまっていると、郵送選挙が困難になるということがもう現

状予想されておりますので、今後の選挙制度の維持に鑑みまして、会場投票ができるように整備を行うとともに、今までの規定ですと、支部長の選挙についての欠格規定が何もなかったもので、それを支部長候補者の欠格要件を新設して、また、本会の理事候補者、欠格要件についても見直して、会費の期限内納付等について厳格に取り扱うようにしたいということでの、今回の変更の提案とさせていただきます。以上です。

【議長】

以上、執行部の説明ですが、これから終了しましたので、質疑応答に移りたいと思います。ご意見のある方。どうぞ。

【宇都宮亮介会員】

宇都宮です。よろしく申し上げます。会場投票を追加するという事なんですけども、これは会場投票一本でやるということになるんでしょうか。

【支部長】

支部長の岡田です。ご質問にはありました会場投票の件ですが、会場投票または郵送選挙、どちらかを選択できるような形になるようになっております。以上です。

【宇都宮亮介会員】

その1回の選挙で、会場投票のみなのか、それとも郵便投票のみなのかという形になるのかという質問です。

【支部長】

支部長の岡田です。宇都宮会員のおっしゃるとおり、1回の選挙が会場投票のみか郵送選挙のみかという選択肢です。

【宇都宮亮介会員】

であるならば、会場選挙のみになると、きょうの場合で言えば50人未満しか来てないと。そうしたら、300人近くいる会の中で、その支部長選挙をする数として足りない。選挙なんで、恐らくもっと来るとは思いますけども、それをくすることを想定して、その会場の設定も結構、難しくなるということなんかも考えると、選択肢を増やすということでこの体制はいいとは思いますが、もう1個、郵便投票プラス会場投票の、両方できるという選択肢もあってもいいのかなと。

その場合、経費を減らすという点ではちょっと解決はしませんけれども、現実問題としてはそれがいいかなと思いますので、よろしく申し上げます。

【支部長】

支部長の岡田です。ご意見はありがたく頂戴いたします。おっしゃるとおりですね。会場投票と郵送選挙、併用できれば非常にいいんですが、いかんせん支部の予算にも限りがあります。先ほど趣旨説明でお話ししましたとおり、今まで大変安く使えていたメール便が廃止となり、全てが郵送となりました。今回、皆さまに議案書、お送りさせていただいたのも全て普通郵便でお送りさせていただきましたが、これ6万円超えています。1回ですと、つまり選挙をするとこれが5回発生しますと、ぞっとする金額となります。

ただ、宇都宮会員、おっしゃるとおり、たくさんの会員の方に選挙には参加していただきたい、この気持ちは私のほうも変わってはおりませんので、私の目の前に和田副会長おられますので、ぜひ本会から選挙の費用をお願いします。出していただくと、松山支部も宇都宮会員おっしゃるとおり、有意義な選挙が行えるのではないかなと思っております。こんな感じでよろしいでしょうか。以上です。

【司会者】

どうぞ。

【山本大樹会員】

一般会員の山本と申します。松山支部と行政書士会本会と両方に郵便投票を導入したことを主導

した立場として、非常に今の状況を誠に申し訳なく思っているところですが。私も、前期まで行政書士会の会長させていただいておりました、そのときに、総合部会レベルではあるんですけど、e投票システムっていうのがありまして、初期導入費用3万円で、1回2万、年間の維持費が6万円でやれるというのがあります。

この時代ですから、やっぱり本会だと500人超えると費用が高くなるんですけど、先に松山支部で導入を検討してみるのも面白いんじゃないかなと思って、あくまでも個人的な意見でございますので。理事会で議論をしていただければと思っております。お願いします。

【支部長】

支部長の岡田です、非常にありがたいご意見、ありがとうございます。e投票につきましては、私のほうも調べまして、検討のほうは進めております。今後導入ができればとは考えております。そのあかつきには、ぜひ本会に先駆けて松山支部が実施できるように努力をしたいと思っております。ありがとうございます。

【議長】

どうぞ。

【泉原文明会員】

泉原です。17ページ、別表1欠格要件について記載されてます。つまり候補者について、別表にありますような1から6までに該当する者は候補者にならないというふうな記載あります。

新設されとるわけですけども、会則第10条第2に規定する会費の未納額、括弧3、過去2年以内における会則第10条第2項に規定する会費の納期について遅れたことがある者と記載ありました。これはあくまでも会費の未納に関するのですが、2と3が同じこと記載されてますので、これを一緒に記載されてもいいのかなと思います。さらに申し上げますと、会費の未納自体がはっきりと駄目なのは当然でしょうけども、会費の納期について、どのくらい遅れたら駄目なんですか、一日でも遅れたら駄目なんですかと、1週間で遅れたら駄目なんですかというふうなことについて言えば、僕は、括弧3の規定を作ったことについてはちょっと厳し過ぎるのかなというのがあります。

もう一つ、4、括弧4にこれは重大な(聞き取り不可)ありますけど、業務報告書について、期限内に提出しないことが2回以上あるの、業務報告書については、12月末までの実績に基づいて1月末までに会に提出することになってますが、これについて2回以上提出が遅れたということがありますが、業務報告書自体はこの立候補(聞き取り不可)に(聞き取り不可)にする必要はあるのかなという気がします。

【議長】

申し訳ないですけど、簡潔にお願いします。

【泉原文明会員】

以上、会費未納の件、業務報告書の件、これについては再度、検討されてもよろしいのかと思います。以上です。

【議長】

どうぞ。

【深見副支部長】

副支部長の深見です。まず、支部長の欠格要件が新設されたことなんですけれども、私、前回、選挙管理委員会におりまして、その中で次期、支部の執行部に提案をした側です。本会の理事とか副会長の選挙に関しては、欠格要件定めてあるのに、支部長だけ誰でも立候補できるようになってるのはおかしいという委員からの意見がありまして、提案したんですけど、提案された側に今回なっちゃったので検討させていただきました。

先ほどご質問にありました会費の未納がある者は当然だけど、過去に一日でも遅れては駄目なのか。これは当然、駄目だと思います。決まってることはできない人が支部長になること自体が僕は逆に信じられない。それについて言うと、報告書も一緒です。

軽く考えちゃ駄目です。決まってることは、ちゃんとできるのが行政書士ですから。みんなの見本になる人が支部長にならないといけないってことで、逆に言うともっと厳しいことを付けてるって言われると思って私たち出してるんですけど、これでも結構、緩くしたと思ってます。以上です。

【議長】

それでは、議論が尽くされたと判断しますので、採決に移りたいと思います。第3号議案について賛成の方、挙手をお願いします。賛成多数と認めます。第3号議案の議決権行使書の内訳をご説明します。賛成131、反対3、棄権4、よって、賛成多数と認めます。

それでは、これから休憩10分間、取りたいと思います。

【議長】

これから第4号議案および第5号議案の審議に入ります。4号議案趣旨説明、岡田支部長。第5号議案趣旨説明、深見副支部長。関連性がありますので、一括付議させていただきます。それでは、執行部から提案説明をお願いします。

【支部長】

支部長の岡田です。それでは、第4号議案、令和6年度事業計画案について趣旨説明させていただきます。既に議案書はお手元にお配りさせていただきましたので、簡潔に述べさせていただきます。なお、かなりはしょって説明となりますので、ご了承ください。

まず、事業計画の基本方針ですが、住民と行政の架け橋として、行政としっかりと連携し、中小企業や個人事業主をはじめとする住民の皆さまをしっかりと支援していくことが大切だと考えております。

われわれ行政書士は、その強みである広い業務分野を最大限に生かし、幅広い知識の習得に向けた業務研修会の開催、会員相互の交流を深めるための交流会、松山国際交流センターおよび日本政策金融公庫松山支店との連携および意見交換など、今後も進めてまいりたいと考えております。

令和6年度において、基本方針を踏まえ、次の三つの事項について重点を置いて事業に取り組んでまいります。1、事業の継続的実施のための体制構築。2、業務研修の充実および会員相互の融和。3、行政書士の信用、または品位を害する行為の防止。事業に当たって、忌憚ないご意見、ご要望をお聞かせいただくことが、より良い支部活動につながりますので、どうぞよろしく願いいたします。なお、事業計画の概要につきましては、ご覧のとおりとなっております。

続きまして、26ページ、業務研修の充実および会員相互の融和についてですが、こちらのほう、ちょっと細かく説明させていただきます。法改正や時代のニーズに合致した研修テーマについて情報収集し、多くの会員が参加できる内容の研修会を企画いたします。これにつきましては何らかの機会を設けて、例えばメールマガジン等で意見募集等を行いまして、研修の企画、運営について参考にさせていただきたいと存じております。

研修会の撮影を行い、YouTube プラットホームを利用した動画配信は引き続き行います。快適な視聴環境を目指し整備を行います。また、ウェブサイトと連携させ、必要な資料をいつでも参照できる仕組みを構築し、研修動画の視聴と併せて速やかな情報提供を行います。多くの会員が参加できる交流会を開催し、会員相互の親睦を図ります。

サポート相談員制度の積極的な活用を目指し、チラシの配布、制度の説明、メールマガジンを活用した周知、申し込み方法の簡略化など、会員の皆さまが利用しやすい環境構築を行います。また、未経験業務について、新入会員だけでなく会員の皆さまが等しく相談できる体制を整えます。なお、このサポート相談員につきましては、松山支部のホームページの会員のページに入っております。支部発送文書のところに、サポート相談員のチラシ等を掲載しております。こちらのほう、ご確認いただいて、新入会員さんはもちろんのこと、未経験業務を受託された方につきましては、どんどんご利用いただければと思います。

続きまして、新入会員交流会を開催し、支部役員との意見交換、各種業務の説明、松山支部の各種制度の紹介などを行います。今年度は、行政書士が行う身近な電子申請、日本政策金融公庫と連携した中小企業支援、業務を行うための必要な行う際に必要なスキルアップなどを計画しております。業務に役立つ研修会を行いたいと考えております。

行政書士の信用または品位を害する行為の防止ということで、こちらのほう、ご覧のとおりとなっております。なお、昨年度と引き続き、本会の要請があれば、松山支部としては協力する体制を

整えております。以上です。

【深見副支部長】

副支部長の深見です。引き続き、令和6年度予算案をご説明いたします。ページは27ページをお開きください。昨年の令和5年度との予算額との比較をしておりますが、事前にお配りしておりますので、ご一読いただけてるものと思います。大きく変わったところだけ説明したいと思います。

まず、27ページは収入の部ですけれども、大きくも変わってはいませんが、雑収入のところ、前年度の予算額に対して今年度少し多めに取っております。これは、コロナ明けで懇親会等が、総会の懇親会が開催されるということに伴ってお祝い金をいただいたりということがありますので、増やしております。当期の収入合計は、当期というか6年度の予算としては224万円の収入を見込んでおります。前期の収支差額と合計しまして473万6624円の収入を見込んでおります。

続きまして28ページをお願いします。こちら、支出の部の事業費になりますけれども、研修事業費が34万円、若干変わっているところが、3の日当と予備費が若干増えております。これは、先般理事会のほうで決議しました、会員が講師となつて行う研修に関して講師料の引き上げをしたらどうかということで挙げております。その分を見込んでの同額となっております。

それから広報費、こちらは小計で69万8000円で、これも予算額と比べてちょっと大きな変動がありますけれども、令和5年度の実績等を勘案して出た結果ということでございます。事業費の合計としましては103万8000円の予算を見込んでおります。

続きまして、29ページをお願いします。管理費、予備費になりますけれども、まず会議費、使用料、それから懇親会費というのが、これはかなり上げております。と言うのは、会場費、こちらの会場ですとか懇親会の費用というのが値上げということを知っておりますので、その分を見込んでおります。会議費の合計が106万3000円、それから事務管理費が117万3000円。事務管理費に関しては特に大きな変動はございません。

管理費合計として223万6000円、予備費146万2624円を合計しまして、支出合計としては473万6624円を見込んでおります。以上です。

【議長】

以上、執行部による議案の趣旨声明が終了しました。これより質疑応答に移ります。皆さんにお願いがございます。質問は簡潔、明瞭をお願いします。挙手はできるだけ早くお願いします。どうぞ。

【田之内貴志】

田之内貴志です。よろしく申し上げます。昨年度までの事業で、研修会、建設業、農地法、それから自動車の関連について、これ非常に勉強になりました。早速、今年も自動車1件だけ、年1回ぐらいにやることがあるんですけども、これがまさに当たったときに福岡会員のほうからあったいろんな情報を基にして、自分のところ、足りないところを補いながら業務を行うことができました。誠にありがとうございました。

今年度もぜひそういった実務に精通した会員の方をお呼びしたりとか、行政のほうをお呼びしたりするようなことをして、ぜひ充実した研修会を開いていただきたいと思いますので、よろしく申し上げますということをお願いいたします。

【支部長】

支部長の岡田です。田之内会員、いただきましたご意見につきましては、しっかりと理事会の中で議論し、各研修会に反映させたいと思います。以上です。

【議長】

どうぞ。

【久保美代子会員】

入りますか、声が。久保と申します。前会長がお話ししたので、私もいいかなと思って、前支部長として意見、意見というより提案なんですけど、前支部長として、支部役員の大変さっていうのがよく分かってるので提案なんですけど、今、コロナが続いたから、いろんな経費使わなかったから、余剰金が出てるっていうのもあるとは思いますが、役員報酬をちょっと、それぞれ1万円ずつ

だけでも、上げてあげたらと思うんです。

ていうのが、各4カ所で、無料相談やってます。それについては皆さん、必ず2人体制でやる、1人は役員が絶対つきます。それに負担がかかっているはずですが。研修会も去年のについては2回やったけど、3回そうでした。3回やったけど、全員が協力して参加する。これについては役員さんは旅費日当も何も報酬はないということです。そこは本会と違います。

だから、そういうところの負担はものすごくかかっているんで、自分のところで上げるのは上げにくいから、私も最後のときに上げたっていうのもあるんですけど、今回、この総会で修正っていうのはできないのかもしれない、無理があるのかもしれないんですけど、議決権行使書との関係もあるので、そうすると、来期の予算については、それを理事会で検討されたらどうかなと思いますので、一つの提案として述べさせていただきます。

【支部長】

支部長の岡田です。貴重なご意見ありがとうございます。この役員報酬につきましては、私も非常に自分ではやっぱり言いづらいところがあります。なので、この次の執行部に向けて、次期執行部に向けて理事会の中で検討し、また反映させていただきたいなと思っております。また、久保先生言われたように、役員の皆さん、役員報酬以外でもらうというのは、各会議に出たときの旅費日当と一応、無料相談も旅費日当は出ます。

額については申し上げ、書いてるからいいですか。額については各4000円です。本会では2時間を超えると、1日日当出ますが、松山支部では4時間を超えないと1日日当出ません。なので、私が無理くり4時間以内でちょっとオーバーしたのは、時計を見なかったことにして4時間以内で済ましたりとかっていうのもありまして、半日当で必ず済ませるようにとかをしまして、まさにブラック企業の社長並みのことをやっております。これは和田副会長にもいつも指摘されていたことです。

なので、これ以上、こういうことを続けていると、それこそ本当、理事のなり手がいなくなってしまうかねませんので、例えば広報月間でポスターとか会員名簿の配布、こちらのほう、松山支部では約11カ所に配布しております。これも今、支部理事の皆さん、お願いをして、実は無償で行っていただいております。それこそ久万高原町役場まで行っていただいております。

こんなことはやっぱり、続けていられないなというふうにも考えておりますので、これについてのことについては、今後の理事会でまた検討させていただき、出せるものは極力出して、できればホワイト企業の社長になりたいなというふうにも考えております。以上です。

【議長】

他にご意見ございませんか。どうぞ。

【宇都宮亮介会員】

宇都宮です。よろしくお願ひします。サポート相談制度なんですけども、令和5年度は2件あったということで、支部としてはもっと増やしたいなと考えておられると思うんですけども、増やす方法として考えてみたんですけども、どのようなことが具体的に行われているかっていうのは、こちらは全然見えてこないんです。なので、今回意見あった内容のせめて概要、こういう相談があって、こういうアドバイスをしましたみたいなのがメールマガジンなんかで出てくると、個人の特定できないで出てくると、こういう使い方使われてるっていうのが分かりますので、活用のほうも増えるかなと思いますけども、いかがでしょうか。

【議長】

どうぞ。

【支部長】

支部長の岡田です。貴重なご意見ありがとうございます。サポート相談については、伸び悩みは非常に危惧しております。先ほどいただいたご意見のように、事例を個人が特定できないような状態で、メールマガジンでの発信というのは、先ほど深見副支部長とも相談しましたが可能であると思いますので、できるだけ早期に実施して、たくさんの方にサポート相談制度を利用いただきたいなと考えております。以上です。

【議長】

他にご意見ございませんか。質問なども出尽くしたようでございますので、採決に移りたいと思います。第4号議案、令和6年度事業計画案について採決を行います。賛成の方、挙手をお願いします。賛成多数と認めます。第4号議案の議決権行使書の状況をご説明します。賛成134、反対ゼロ、棄権4、従いまして賛成多数として認めます。

次に、第5号議案につきまして、令和6年度予算案について採決を行います。賛成の方、挙手をお願いします。賛成多数と認めます。第5号議案の議決権行使書の内訳をご説明します。賛成133、反対1、棄権4、よって第5号議案、賛成多数と認めます。

以上で審議事項は全部終了いたしました。以上をもちまして本日の総会が無事終了しましたことを、皆さんにありがたく御礼申し上げます。

【司会者】

門田良公会員、小西光子会員、どうもありがとうございました。それでは、閉会の言葉を、久保副支部長、よろしく願いいたします。

【久保副支部長】

副支部長の久保です。長時間のご清聴およびたくさんのご意見、ありがとうございました。それでは、これにて令和6年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を閉会いたします。ありがとうございました。

お帰りになる方は名札を受付までご返却お願いいたします。

令和6年 5月 11日

愛媛県行政書士会松山支部令和6年度定時総会

議長

門田良公



議事録署名人

田之内 貴志



議事録署名人

廣藤 大知

